

ガスシステム改革に向けた国民からの御意見

(平成25年12月5日～平成25年12月18日)

※個人情報等を除き、御意見本体について原文を掲載しております。

○御意見の内容：

二重導管規制について

当社のような特殊鋼の製造には、電力、ガスなどのエネルギーが大量に必要ですが、日本の電力、ガスの料金は、国際的にも、非常に高い水準にあります。

こうしたなかで、素材産業である当社は、その素材を使用する日本の製造業の国際競争力を維持するために、死に物狂いのコスト削減努力を続けているのが現状です。

当社の主力工場には、電力会社の生ガス導管が隣接して敷設されており、エネルギーコスト対策としてこれに接続し供給を受けたいが、既に都市ガス会社から別配管により13Aの都市ガス供給を受けており、二重導管規制に触れるため実現できていません。

当社の主力工場における生ガス導管への接続は、カロリー調整が不要なためコスト面でも有利であり、且つ、都市ガス会社の供給区域内のガスの使用者の利益が阻害されるとは到底考えられません。

このような事案であるにもかかわらず、二重導管で一律に規制することは、当社のみならず、国内で国際的な競争をしながら、ものづくりに励んでいる企業活動に対する大きな障害となるため是非緩和をお願いするものです。

このような規制を継続することは、日本の製造業の空洞化を一層促進させるものと思います。

そもそも、生ガスと都市ガスのガス種が同一規格として扱われていることも二重導管規制を生んでいる要因の一つだと考えます。この点についても、今後ご考慮頂きたいと思っております。

以上

○御意見の内容：

自由化は市場の競争原理を活かしながら、消費者自身が主体的に消費者にとってより良いエネルギーの選択を自由にできる環境を整備することで、より多くの消費者がより豊かな生活を享受し、そのことがそこに携わる事業者の技術やサービスのイノベーションを喚起し、より活力のある事業の創出、新しい雇用の創出、につながるという考えの立場から意見を述べさせていただきます。また、議論の進め方として、自由化のゴールがどこにあり、その姿を実現するにあたって、何を変えていくのか？ということバックキャストイングアプローチしていくことの方が、議論が迷走しないで済むのではないかと考えています。ご参考にして下されば幸いです。それでは、以下意見を述べさせていただきます。

ガスの自由化も電力の自由化と同様に供給業者、導管網の開放、小売部門、の三つに分けて考えなければならないと考えています。

それは、消費者が供給元を選択できることにもつながりますし、導管網を開放することで、小売業者の自由な選択も可能になります。

特に小売業者の自由な選択を可能にするためには導管網の開放の在り方が重要です。導管網の開放と言っても、そこには必ず付帯工事が発生し、工事の権利を独占的に縛られてしまうと、いくら自由化だといって、供給量の大小における自由化範囲を決めても競争原理は働きません。どのガス事業者（一般ガス事業者、簡易ガス事業者、LPガス事業者）も条件を統一しないことには、機会の不平等になります。具体的には工事に関して、LPガス配管は、国家資格である液化石油ガス設備士で工事が可能ですが、一般ガス事業、いわゆる都市ガス事業者の場合は、その地域の都市ガス事業者の許可なし、認定、登録を受けないと工事ができないとなっています。（大阪ガス地域）つまり、既設の配管を活用するとすると、その所有者の権利が発生し、既設所有者の意向で新規参入を阻むことができます。既設配管は、本支管、供給管、宅地建物内配管、と三分類されており、本支管、供給管は都市ガス会社がすでに新規参入を認めておりませんので、独占状態です。もし新規参入するに当たっても、既存一般ガス区域内に新設の配管を施設してはならないというガス事業法があり（二重配管）新規参入するにもできません。また、宅地建物内配管におきましても、メーター以降の消費側工事は登録会社が工事することができますが、お客様の敷地内であってもメーターよりも供給側においては認定会社でないとできませんので、その認定も現在、門戸を開いておりません。（大阪ガス）それ故に、今のままでは、既存の供給会社が圧倒的なアドバンテージを有しているので、機会の平等が失われ、競争原理は働きませんし、活力ある事業意欲も湧かないので、イノベーションにも至りません。

また、今後エネルギー全体を考えた時には、省エネルギーが重要になってくると考えます。省エネルギーには、エネルギーの見える化が重要になってくると考えますが、その見える化を実現させるためのEMS（エネルギーマネジメントシステム）を実行するにも、

既存の供給業者が既設のメーターを自由に触わせないという状況（大阪ガス）でありますので、既存の供給業者の圧倒的なアドバンテージを与える法規制は、技術的側面も既存の供給業者の意向に従わざる負えない状況になっていると考えます。そのことは、消費者の自由な選択を阻害する大きな要因になり、自由化が形だけのものになってしまいます。ですから、各ガス事業者、新規参入者が同じスタートラインに立てるように、配管網の開放とそれに付帯する工事（消費者側の工事も含む）の開放、資格制度の見直し、既存の資格の有効範囲、許可・認証をする機関の創設等を実現しないことには競争になりません。そこを是非、見過ごさないように議論していただきたいです。

また、特に資本力に乏しい、中小零細企業においては、スマートメーターに対するサービスや技術のイノベーションを起こしやすいと考えています。スマートメーターは節電のためだけでなく、あくまでエネルギー全体を視野に入れた考えでなければならないので、電力会社のメーターだけでなく、ガスメーター、水道メーターも自由な発想で、消費者がサービスの違いにより、消費者のニーズに合ったメーターを選択購入できるような状況にすれば、技術もサービスの幅も広がり、消費者への豊かさを享受できるのではないかと考えています。通信回線で考えると、消費者が携帯電話を選択しているようにメーターも選択するということです。そのためには計量法の見直しも大切ではないかと考えています。

先ずは事業規模の大・小、既存・新規の関係なく同じ機会が与えられるように事業規制と保安規制の両輪の緩和、変更を考えるという姿勢で、自由化を進めて欲しいです。現行の保安規制が参入障壁となり、競争原理が機能せず、イノベーションや活力ある事業の芽を摘んでしまうことにならないようにしていただきたいです。安全安心の確保は当然大切であります。しかし、安全安心を逆手にとって、既存事業の既得権益を守るという発想だけは、ガス事業者全体として止めるべきだと考えています。何より多くの国民が幸せになれるような自由化の実現をしてまいりましょう。

以 上